

1 4 福島県給水施設等条例

〔給水施設工事の確認〕（第3条）

<p>条 例 の 趣 旨</p>	<p>給水施設及び準簡易専用水道の布設や管理、並びに簡易専用水道の布設を適正かつ合理的に行うことにより、衛生的な水の供給を図り公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。</p>
<p>確認の必要な行為</p>	<p>給水施設[※]の布設工事に着手しようとする場合</p> <p>※ 給水施設（福島県給水施設等条例第2条第1項） 井戸等の自己水源から導管等により人の飲用に適する水を供給する施設であって、水道法に規定する水道事業及び専用水道以外のもので、利用人口が51人以上のものをいう。</p> <p>なお、準簡易専用水道（福島県給水施設等条例第2条第2項）及び簡易専用水道（水道法第3条第7項）を布設する場合は、布設工事着手前に届出をすることとしている。</p>
<p>確認の必要な区域</p>	<p>県内全域（市を除く。）</p>
<p>確 認 権 者</p>	<p>知 事（保健所長に委任されている。） 町村長（県が権限移譲した町村の場合 ※該当なし）</p>
<p>確 認 基 準</p>	<p>1 申請書及び添付書類が整備されていること。 2 工事の設計が関係法令、通知等の基準に適合していること。</p>
<p>担 当 機 関</p>	<p>出 先 各保健所 生活衛生部 衛生推進課 町 村 県が権限移譲した町村の場合 町村担当課※該当なし</p>
<p>手続フローチャート</p>	<p>(県が権限移譲した町村の場合 ※該当なし)</p>

<p>備 考</p>	<p>各市においても、それぞれ同様の条例を制定している。</p> <p>(保健所設置市)</p> <p>福島市：福島市給水施設等条例 郡山市：郡山市給水施設等条例 いわき市：いわき市給水施設等条例</p> <p>(保健所設置市以外の市)</p> <p>二本松市：二本松市給水施設等条例 伊達市：伊達市給水施設等条例 本宮市：本宮市給水施設等条例 須賀川市：須賀川市給水施設等条例 田村市：田村市給水施設等条例 白河市：白河市給水施設等条例 会津若松市：会津若松市給水施設等の布設及び管理に関する条例 喜多方市：喜多方市給水施設等の布設等に関する条例 相馬市：相馬市給水施設等条例 南相馬市：南相馬市給水施設等条例</p>
------------	--